

答申書 (案)

令和8年7月 日

秋田市上下水道事業経営審議会

## 答申書（案）R8.7.2 最終確認用

### 1 はじめに

秋田市の水道事業は 30 年、下水道事業は 23 年以上もの間、料金および使用料の改定を行わず、施設の統廃合、包括的民間委託など、自助努力により健全経営を維持してきている。

近年は、歯止めのきかない人口減少により料金・使用料が減収となる一方、頻発化・激甚化する災害への備えとして耐震化や浸水対策が急がれているほか、老朽化の進行に伴う更新需要の増加や物価上昇による維持管理費の高騰など、上下水道事業を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

こうしたなか、上下水道の利便性や災害時の信頼性を確保し、将来にわたって事業を持続させていくためには、より良質な上下水道サービスを安定的に提供する取組とあわせ、その原資となる収益の確保が不可欠となっている。

上下水道事業は、利用者からの料金等を財源として運営する独立採算制を原則とし、使用量に応じて費用を負担する仕組みとなっている。

したがって、税収を原資として事業の継続を図ることは制度の趣旨に沿わず、経営の根幹をなす水道料金および下水道使用料等の改定を視野に入れた、抜本的な見直し避けられない局面にある。

以上を踏まえ、当審議会では多角的な視点から審議を重ね、水道料金および下水道使用料等のあり方について、ここに答申するものである。

### 2 答申内容

#### (1) 水道料金

ア 改定時期は令和 9 年 4 月とすることが妥当である。

イ 料金算定期間は令和 9 年度から 11 年度までの 3 年間とすることが妥当である。

ウ 平均改定率は約 32%とすることが妥当である。

エ 料金体系は現行の体系を基本に継続すること、逡増度を緩和することが妥当である。

#### (2) 下水道使用料等

ア 改定時期は令和 9 年 4 月とすることが妥当である。

イ 使用料算定期間は令和 9 年度から 11 年度までの 3 年間とすることが妥当である。

ウ 平均改定率は約 18%とすることが妥当である。

エ 使用料体系は現行の体系を基本に基本水量制を廃止すること、累進度を緩和することが妥当である。

### 3 審議内容

#### (1) 水道料金

##### ア 改定の必要性

近年の人口減少による水需要の減少や、社会経済情勢の変化に伴う資機材費や労務単価の上昇、電気・燃料費等の高騰の影響により、事業運営に要する維持管理費用は増加傾向が続いており、現行料金の水準を維持した場合、事業年度の経営活動状況を表す収益的収支は令和8年度には赤字に転じること、12年度には資金残高がマイナスに転じることが予測される。

安全で安心な水道水を将来にわたり安定的に供給するために、今回の料金改定は妥当であると判断する。

##### イ 改定の時期

社会経済情勢の変化による物価高騰のなか、市民生活や企業活動への影響を考慮する必要はあるが、令和8年度に収益的収支が赤字、12年度に資金残高がマイナスに転じる見込みであり、健全な経営を維持するためには、早急な改定が必要である。

については、利用者への周知期間を考慮し、令和9年4月の改定は妥当であると判断する。

また、料金収入が減少傾向にあるなか、改定時期を遅らせることにより、改定率がさらに高くなる恐れがあることにも考慮するものである。

##### ウ 料金算定期間

料金算定期間については、日本水道協会が作成した水道料金算定要領において、おおむね3年から5年を基準としている。

料金算定期間を長くした場合、今後稼働予定の（新）仁井田浄水場の減価償却費の影響により、期間内における総括原価が大きくなり、改定率も高くなる。

今回は31年ぶりの増額改定であること、物価高騰の中での値上げになることを考慮し、改定率を低く抑える必要がある。

以上のことから、令和9年度から11年度までの3年間を料金算定期間とすることは妥当であると判断する。

##### エ 改定率

水需要の減少が見込まれるなか、管路および施設の更新や耐震化を着実に進めるための資金残高を確保し、安定給水と適切な施設の維持管理を継続するためには、平均改定率を約39%とし、その後3年から5年で料金改定を含めた見直しを行う必要があることは理解できる。

しかしながら、物価高騰など生活環境が厳しさを増すなか、利用者の負担軽減にも更なる配慮が求められる。

よって、安定的な事業運営に必要な最低限の資金残高を確保しつつ、平均

## 答申書（案）R8.7.2 最終確認用

改定率を約 32%まで抑制したうえで、3年から5年を目途に見直すことが妥当であると判断する。

### オ 料金体系

水道料金算定要領に沿った内容で料金体系を見直した場合、使用水量の増減が経営に与える影響を抑えることができるという利点はあるが、現行料金と比較して一般家庭の利用者の負担が大きくなる。

現在の物価高などの社会経済情勢に鑑み、一般家庭を含む小口利用者の負担を抑えた現行料金の体系を基本的に維持すること、かつ大口の利用者への負担軽減のために逓増度を緩和することは、妥当であると判断する。

## (2) 下水道使用料等

### ア 改定の必要性

水道事業と同様に近年の人口減少による水需要の減少や、社会経済情勢の変化に伴う資機材費や労務単価の上昇、電気・燃料費等の高騰の影響により、事業運営に要する維持管理費用は増加傾向が続いており、現行使用料の水準を維持した場合、事業年度の経営活動状況を表す収益的収支は令和8年度には赤字に転じることが予測される。

また、資金残高はマイナスに転じる見込みはないが、老朽施設の更新、物価高騰による事業費の上振れ、国庫補助金の内示割れ、施設統廃合に伴う旧施設撤去等の財政需要が見込まれることから、一定の資金対応力を確保する必要がある。

安定した下水道サービスを将来に引き継ぐために、今回の使用料改定は妥当であると判断する。

### イ 改定の時期

社会経済情勢の変化による物価高騰のなか、市民生活や企業活動への影響を考慮する必要はあるが、令和8年度に収益的収支が赤字に転じる見込みであり、健全な経営を維持するためには、早急な改定が必要である。

については、利用者への周知期間を考慮し、令和9年4月の改定は妥当であると判断する。

また、使用料収入が減少傾向にあるなか、改定時期を遅らせることにより、改定率がさらに高くなる恐れがあることにも考慮するものである。

### ウ 使用料算定期間

使用料算定期間については、利用者の視点で考えた場合、水道料金とあわせて上下水道料金として一体で捉えること、物価変動に応じて使用料を適正に見直すため、水道料金の算定期間と同じ期間の3年とすることは妥当であると判断する。

以上のことから、令和9年度から11年度までの3年間を使用料算定期間とすることは妥当であると判断する。

エ 改定率

水需要の減少が見込まれるなか、下水道および施設の更新や耐震化を進めるための資金残高を確保し、適切な施設の維持管理を継続するためには、平均改定率を約 23%とし、その後 3年から 5年で使用料改定を含めた見直しを行う必要があることは理解できる。

しかしながら、物価高騰など生活環境が厳しさを増すなか、利用者への負担軽減にも更なる配慮が求められる。

よって、安定した事業運営に必要な最低限の資金残高を確保しつつ、平均改定率を約 18%まで抑制したうえで、3年から 5年で見直すことが妥当であると判断する。

オ 使用料体系

下水道使用料算定の基本的考え方に沿った内容で使用料体系を見直した場合、使用水量の増減が経営に与える影響を抑えることができるという利点はあるが、現行使用料と比較して一般家庭の利用者の負担が大きくなる。

現在の物価高などの社会経済情勢に鑑み、一般家庭を含む小口利用者の負担を抑えた現行使用料の体系を維持すること、かつ大口利用者の負担軽減のために累進度を緩和することは、妥当であると判断する。

また、現在の使用料は基本水量制を採用しており、基本料金には 10 m<sup>3</sup>の基本水量が含まれている。

1 か月 10 m<sup>3</sup>に使用水量が満たない一人暮らし世帯などの小口利用者に配慮し、基本水量制を廃止することは妥当であると判断する。

#### 4 附帯意見

料金・使用料の改定については概ね妥当と認められるものの、上下水道利用者への影響が大きいことから、次のとおり意見を附する。

(1) 市民への経済的支援

全ての上下水道利用者に対して、急激な負担増とならないよう、国の交付金等による軽減策を検討されたい。

また、一人親世帯や生活困窮者世帯など、特に配慮を要する世帯に対しては、福祉的な観点からの支援策についても併せて検討されたい。

(2) わかりやすい広報および市民サービスの充実

料金・使用料改定に関する利用者への周知に当たっては、専門用語をできるだけ避け、わかりやすい広報に努められたい。

また、災害に強い上下水道施設の整備や経営の効率化に関する取組のほか、水資源の重要性についても周知されたい。

さらに、デジタル技術を積極的に活用し、市民が利便性の向上を直接実感できるようサービスの充実に努められたい。

(3) 将来への展望

改定率を抑制するために資産維持費を圧縮し、その結果として将来世代への負担の先送りが生じている点については、上下水道利用者に対し、その内容と影響について明確に説明されたい。

また、大口利用者の負担軽減と利用者間の公平性の確保を図るため、逡増度の緩和などを含む料金・使用料体系の見直しについて、引き続き検討されたい。

さらに、引き続き、施設等の維持管理費の削減や遊休資産の利活用に努められたい。

答申書（案）R8.7.2 最終確認用

5 その他

(1) 委員名簿（令和8年1月1日～3月31日）

氏名	委員区分	所属(推薦団体等)	役職	備考
この たかはる 河野 隆治	学識経験者	公認会計士	公認会計士	
ひの さとる 日野 智	学識経験者	秋田大学 大学院理工学研究科 システムデザイン工学専攻 土木環境工学コース	准教授	経営審議会 副会長
ますだ しゅうへい 増田 周平	学識経験者	秋田工業高等専門学校 創造システム工学科 土木・建築系	教授	
みやた なおゆき 宮田 直幸	学識経験者	秋田県立大学 生物資源科学部 生物環境科学科	教授	経営審議会 会長
あいば としなり 相庭 利成	関係団体	株式会社 秋田銀行 地域価値共創部	部長	
おおた ひろゆき 太田 博之	関係団体	秋田管工事業協同組合	理事長	株式会社 北勢工業 代表取締役
はせがわ しょうぞう 長谷川 尚造	関係団体	一般社団法人 秋田市建設業協会	会長	株式会社 長谷駒組 代表取締役
ふくおか まりこ 福岡 真理子	関係団体	一般社団法人 あきた地球環境会議	理事 事務局長	
おおもり ゆりこ 大森 百合子	使用者	生活協同組合コープあきた	組合員理事	
おの つよし 小野 剛	使用者	一般社団法人 秋田県病院協会	会長	横手市立大森病院 院長
くろさき よしお 黒崎 義雄	使用者	社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会	会長	
ごとう せつこ 後藤 節子	使用者	特定非営利活動法人 あきた子どもネット	代表理事	
ふじわら ひろかず 藤原 浩一	使用者	秋田市民憲章推進協議会	副会長	
まつだ よしあき 松田 賢明	使用者	秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合	秋田 支部長	秋田温泉プラザ 代表取締役社長
みずさわ さとし 水澤 聡	使用者	秋田商工会議所	専務理事	

名簿は区分ごとに50音順

答申書（案）R8.7.2 最終確認用

(2) 委員名簿（令和8年4月1日～）

氏名	委員区分	所属(推薦団体等)	役職	備考
こうの たかはる 河野 隆治	学識経験者	税理士法人タクセル	公認会計士 税理士	
こぐれ ようすけ 木暮 洋介	学識経験者	秋田大学 大学院理工学研究科 システムデザイン工学専攻 土木環境工学コース	助教	
ますだ しゅうへい 増田 周平	学識経験者	秋田工業高等専門学校 創造システム工学科 土木・建築系	教授	経営審議会 副会長
みやた なおゆき 宮田 直幸	学識経験者	秋田県立大学 生物資源科学部 生物環境科学科	教授	経営審議会 会長
あいば としなり 相庭 利成	関係団体	株式会社 秋田銀行 地域価値共創部	部長	
おおた ひろゆき 太田 博之	関係団体	秋田管工事業協同組合	理事長	株式会社 北勢工業 代表取締役
はせがわ しょうぞう 長谷川 尚造	関係団体	一般社団法人 秋田市建設業協会	会長	株式会社 長谷駒組 代表取締役
ふくおか まりこ 福岡 真理子	関係団体	一般社団法人 あきた地球環境会議	理事 事務局長	
おおもり ゆりこ 大森 百合子	使用者	生活協同組合コープあきた	組合員理事	
おの つよし 小野 剛	使用者	一般社団法人 秋田県病院協会	会長	横手市立大森病院 院長
くろさき よしお 黒崎 義雄	使用者	社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会	会長	
ごとう せつこ 後藤 節子	使用者	特定非営利活動法人 あきた子どもネット	代表理事	
さとう のりかず 佐藤 功一	使用者	秋田商工会議所	専務理事	
ふじわら ひろかず 藤原 浩一	使用者	秋田市民憲章推進協議会	副会長	
まつだ よしあき 松田 賢明	使用者	秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合	秋田 支部長	秋田温泉プラザ 代表取締役社長

名簿は区分ごとに50音順

## 答申書（案）R8.7.2 最終確認用

### (3) 審議経過

開催日	審議会の内容
令和8年2月9日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 諮問</li><li>・ 改定の基本方針</li></ul>
4月21日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 改定の基本方針</li><li>・ 基本方針に基づく料金・使用料表</li></ul>
5月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 改定の基本方針（継続審議）</li><li>・ 基本方針に基づく料金・使用料表（継続審議）</li><li>・ 答申書のフレームの確認</li></ul>
7月2日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 答申案の確認</li><li>・ 答申</li></ul>

(4) 諮問書

令7上下総第4379号  
令和8年2月9日

秋田市上下水道事業経営審議会  
会長 宮田 直幸 様

秋田市上下水道事業管理者  
佐々木 侑



諮問書

（適正な水道料金および下水道使用料等のあり方について）

秋田市水道事業等の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、別紙のとおり水道料金および下水道使用料等のあり方について、貴会の意見を求めます。

別紙

1 諮問の趣旨

本市の水道事業は明治40年10月に通水を開始、下水道事業は昭和7年に事業に着手しております。

近年、歯止めのきかない人口減少により料金・使用料収入が減収となる一方、頻発化・激甚化する災害への備えとして耐震化や浸水対策が急がれているほか、老朽化の進行に伴う更新需要の増加や物価上昇による維持管理費の高騰など、上下水道事業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

こうしたなか、上下水道の利便性や災害時の信頼性、将来に渡る事業の持続を念頭に、より良質な上下水道サービスを提供していくためには、経費削減や業務効率化などの内部努力を重ねるだけでは対応が困難な状況となっており、経営の根幹をなす水道料金および下水道使用料等の改定が必要と考えております。

つきましては、水道料金および下水道使用料等の改定方針について、市民生活や社会経済活動への影響を踏まえ、さまざまな見地からのご意見を賜りたく諮問いたします。

2 改定方針

(1) 水道料金

改定時期 令和9年4月1日  
算定期間 3年間（令和9～11年度）  
平均改定率 約39%

(2) 下水道使用料等

改定時期 令和9年4月1日  
算定期間 3年間（令和9～11年度）  
平均改定率 約23%

3 答申希望日

令和8年7月頃